

厚木市街頭消火器の設置基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害、一般火災等が発生した際、火災の拡大阻止を図るため、自主防災隊、市民等が使用することができる街頭消火器の設置基準について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 街頭消火器 市が街頭に設置する薬剤3.0キログラム以上の粉末消火器をいう。

(2) 移動式格納箱 街頭消火器を環境の変化から保護するための、持ち運び可能な容器をいう。

(設置区域)

第3条 街頭消火器の設置区域は、市内全域とする。ただし、法令等により街頭消火器の設置が義務付けられている場所及び公園、空地等家屋が存在しない地域は除く。

(設置基準)

第4条 市街地に街頭消火器を設置する場合の設置間隔は、120メートルとする。ただし、住宅の密集状況、地形等を勘案し、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(設置方法)

第5条 街頭消火器は、移動式格納箱に納め、道路に面した民地の目立つ場所に、容易に使用することができ、かつ、通行等の障害にならない状態で設置するものとする。

(申請方法)

第6条 街頭消火器の設置を希望する自主防災隊長は、街頭消火器設置申請書（第1号様式）に設置を希望する場所の街頭消火器設置土地使用承諾書（第2号様式）を添えて、市長に申請しなければならない。

(維持管理)

第7条 街頭消火器の維持管理は、防災主管課が行うものとし、自主防災隊長は、街頭消火器が破損し、盗難され、又はいたずら等されていることを確認した場合は、防災主管課に通報するものとする。

2 自主防災隊長は、次に掲げる事項を実施し、及び協力するものとする。

(1) 地域内の街頭消火器の定期的巡回に関する事。

(2) 市が実施する街頭消火器に関する調査及び点検に関する事。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

街頭消火器設置申請書

年 月 日

(宛て先)
厚木市長

申請者 自主防災隊名

自主防災隊長名

次のとおり街頭消火器の設置を申請します。

No.		設置申請箇所
1	住 所	
	土地所有者	氏名： 住所：
2	住 所	
	土地所有者	氏名： 住所：
3	住 所	
	土地所有者	氏名： 住所：
4	住 所	
	土地所有者	氏名： 住所：
5	住 所	
	土地所有者	氏名： 住所：

※ 街頭消火器設置土地使用承諾書（第2号様式）を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

街頭消火器設置土地使用承諾書

街頭消火器の設置に伴う土地使用について承諾します。

使用を承諾する土地の地番

年 月 日

(宛て先)
厚木市長

承諾者 住 所 _____
氏 名 _____ 印